

第 5 次吉野町総合計画 後期基本計画 素案

令和 7（2025）年 7 月

18 健康づくりの推進

◇ 施策の方向性

誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らすことができ、町民が元気で健康なまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	健康づくり・介護予防サポーターのメンバーは各々に地域での健康づくりにつながる活動を主導、補佐されており、保健センターが養成講座を開き活動を主導していく一定の役割は終えていると考えられます。	地域で既存の活動として取り組まれている身近な健康づくりや介護予防と、町が取り組む専門的な保健活動が互いに健康課題を共有しあい、より効果的な健康づくりに取り組む必要があります。
2	予防接種法に基づく定期接種のほか、小児の任意予防接種費用助成を行っています。また、予防接種について不安を持つ人がいます。	正しい情報に基づきよく内容を理解した上で予防接種を受けることを判断できるよう、情報提供を行うとともに不安や疑問がある方への相談に対応する必要があります。
3	健康増進法に基づき、がん検診等、各種検(健)診を実施しています。がん検診の受診率は少しずつ上昇していますが、全国的に見ると低い状況にあります。	がん検診についての正しい情報や定期的に受診する必要性について、周知・啓発を行う必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	国保加入者の大腸がん検診受診率 (40～60 歳)	%	12.9	14.3
2	国保加入者の子宮頸がん検診受診率 (20～69 歳)	%	11.2	15.5
3	定期予防接種の麻しん風しん第 1 期・第 2 期接種率	%	86.2	95.0
4	定期予防接種 BCG 接種率	%	88.2	95.0
5	吉野町の健康寿命 (平均自立期間)	年	男 18.25/ 女 19.67 ※R2 (R1-R3)	男 19.51/ 女 20.76

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 自身や家族のライフステージに応じた正しい情報に基づき健康づくりに取り組みます。
- ・ 感染症を防ぐため、基本的な感染予防に取り組みます。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域でできる健康づくりに取り組みます。
- ・ (町、保健師は) 個人や地域に感染症予防や健康を維持増進するための専門的な情報提供を行います。

◇ 主な取組

(1) 地域の健康づくり支援を行います

- ・ 地域で健康づくりや介護予防に関係する活動などに取り組んでいる方や団体などつながり、健康課題を共有したり、専門的な助言を行ったりすることで地域の健康づくりを支援します。

(2) 感染症予防に努めます

- ・ 平常時は予防接種法に基づく定期予防接種による感染症予防や結核検診等による早期発見・治療による重症化予防に取り組みます。
- ・ 定期予防接種について正しくわかりやすい情報提供に努めるとともに、相談に丁寧に対応します。
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画を整備し、パンデミックによる影響を最小限にできるよう備えるとともに発生時の対応を迅速にします。

(3) 疾病予防に努めます

- ・ がん検診の重要性を効果的に周知するために、啓発内容を充実させます。情報が幅広い年代に届くよう、文書での通知だけでなく、SNSを活用した受診勧奨も行います。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第2次健康増進計画及び食育推進計画	平成28年度～令和7年度
2	新型インフルエンザ等対策行動計画	平成27年度～随時更新

19 地域医療の充実

◇ 施策の方向性

広域的な連携が図られ、一次救急から二次救急、在宅医療や訪問看護までの体制が充実し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	「かかりつけ医」の重要性を周知してきましたが、直近の調査では、かかりつけ医を持つ町民の割合が前回よりも減少しています。高齢化の進行により継続的な医療の必要性が高まる一方で、若年層を中心に「かかりつけ医」の定着が進んでいない現状があります。	<p>少子高齢化と医療資源の制約が進む中で、町民が必要な医療を継続的に受けられる体制の維持が課題です。</p> <p>「かかりつけ医」を持たない町民の増加は、日常的な健康管理の遅れや病気の重症化を招く可能性があり、今後の医療ニーズの増大に対応するうえでのリスクとなっています。住民一人ひとりが継続的に医療を受けられるよう、「かかりつけ医」の必要性に対する理解と行動の促進が課題です。</p>
2	公立3病院の再編により医療体制は整備され、救急搬送応需率も90%以上を確保するなど、一定の成果が見られます。一方で、診療拠点の集約化により一部地域では医療機関へのアクセスが悪化しており、地域住民の医療に対する満足度は低下傾向にあります。	<p>南和地区公立3病院の再編による南奈良総合医療センターや吉野病院、地域の医療機関および、必要に応じて救急を効果的に利用できるよう情報提供を一層強化する必要があります。</p> <p>また、特に高齢者にとって通院のための移動が困難となっていると考え、日常において医療機関が利用しやすいよう交通の整備と連携を図り、地域特性に応じた柔軟な移動支援の充実が課題です。</p>
3	医療体制の強化に継続的に取り組んでいるものの、住民の医療に対する満足度は低下傾向にあります。その背景には、実施している施策や支援内容についての広報・周知が十分でないことが一因と考えられます。	<p>南奈良総合医療センターや地域の医療機関と連携し、利用者視点に立った柔軟な救急体制や支援ネットワークを継続していく必要があります。</p> <p>また、住民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、近隣医療機関や救急医療体制に関する情報を、分かりやすく、確実に周知・広報する体制の整備が課題です。</p>
4	休日・夜間の入院や手術を必要とする救急患者への治療は奈良県救急告示病院が南和周辺地区病院の輪番制の運営に協力することで救急体制の充足を図っています。また吉野町は、奈良県救急告示病院のひとつである南奈良総合医療センターの運営に参加しています。 奈良県における救急応需率令和元年77.5%（第8次奈良県保健医療計画より）のところで、南奈良総合医療センターでは既にこれを大きく上回っています。	<p>医療体制が持続的に確保されるよう、構成市町村の一員として、県や他市町村と連携しながら、病院運営への参画と支援を通じて、地域医療体制の維持・充実を継続することが課題です。</p>

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	かかりつけ医を持っている町民の割合	%	49.9	56.9
2	南奈良総合医療センター救急搬送応需率	%	89.4	90.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ かかりつけ医をもち、適切に医療機関を利用します。
- ・ 自身の健康に関心を持ち、健康診断やがん検診を受けます。
- ・ 地域で開催されている健康講座や相談会を積極的に活用し、健康づくりに取り組みます。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域包括ケアシステムについて理解し、地域で安心して暮らし続けられるよう支え合います。
- ・ 誰もが支え合う社会を目指し、地域におけるコミュニケーションを深めます。

◇ 主な取組

(1) 医療に関する情報提供と普及啓発強化に取り組みます

- ・ かかりつけ医を持つことは、個人や家族の健康を維持・管理するうえで非常に重要です。特に高齢者や慢性疾患を抱える方々に対しては、かかりつけ医の重要性を踏まえた積極的な働きかけを強化していきます。
また、医療機関や地域との連携のもとで、かかりつけ医の意義や役割について広く周知を図り、住民の健康管理の意識向上と、円滑な医療連携の推進を目指します。

(2) 医療連携体制を強化・継続します

- ・ 妊娠期から子育て期において安心して適切な医療受診ができるように、近隣医療機関の情報提供や #8000(小児救急電話相談)等の相談窓口の周知を一層強化します。
- ・ 橿原市休日夜間応急診療所（小児深夜診療）や産婦人科一次救急、南和周辺地区病院の輪番制による診療体制の運営に協力し、県および構成市町村、医療機関と連携のうえ、地域における一次救急体制の継続を図ります。
- ・ 吉野町は、南奈良総合医療センターの運営に参画しています。同センターは、南和地域で唯一の救急告示病院（二次救急指定医療機関）として、年間 3,500 件を超える救急車やドクターヘリによる搬送を受け入れ、南和地域の救急搬送応需率 90%以上を確保するなど、「断らない病院」として、地域の救急医療の中心的役割を担います。

また、全国的に産科医療機関が減少する中においても、妊婦健診を同センターで受診し、出産は高度医療を有する奈良県立医科大学附属病院で行っており、妊産婦が安心して出産できる連携体制を今後も整備します。さらに、小児科では夕方診療を実施されており、特に少子化が進行する南和地域において、子育て世帯が安心して医療を受けられる環境を今後も構築します。

今後の少子高齢化による同センターの収益減や医療機器更新に伴う費用増加も見込まれますが、これらの医療体制が持続的に確保されるよう、構成市町村の一員として、県や他市町村と連携しながら、病院運営への継続的な参画と支援を通じて、地域医療体制の維持・充実に努めてまいります。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	南和広域医療企業団第 2 期中期計画（公立病院経営強化ガイドラインに基づく経営強化プラン）	令和 4 年度～令和 8 年度

20 高齢者の自立支援の推進

◇ 施策の方向性

介護が必要な方も認知症の方も、すべての高齢者の思いが尊重され、住み慣れた地域で役割を発揮し、主体的に生活を営むことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	吉野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画では、居宅（介護予防）サービス受給率は、奈良県及び全国より低く推移しています。南和地域における入退院連携マニュアルを作成し、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護が必要な方が安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを行っています。	施設サービス受給率が県や全国平均と比較して高く推移しています。医療機関と地域が連携して、高齢者が住み慣れた地域で最期まで住み続けられる仕組みを構築することが課題です。
2	週に1回以上、3名以上が集まり、介護予防に資する活動（体操）を行っている通いの場についての実施箇所数の登録は、令和7年3月末時点で17箇所です。参加者数は200名前後となっています。吉野町が令和5年度に実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、高齢者の方の主観的健康観は79.9%の方が「よい」という結果でした。	介護予防に資する通いの場への参加者の高齢化が課題です。また、地域によっては、会場ヘデマンドバス等で参加されている方もおられます。地域の集会所や民家の空きスペースなど、歩いて通える距離に会場がない地域もあることが課題です。
3	内閣府政府広報室が令和元年に行った「認知症に関する世論調査」では、認知症に対するイメージとして「身の回りのことができなくなる」「暴言、暴力など周りの人に迷惑をかけてしまう」「何もできなくなってしまう」という意見が全体の56.4%でした。吉野町では、認知症について正しい理解と支援を行い、認知症になってもいつまでも通い続けられる場づくりを目的として、通いの場を中心に「チームオレンジ」を設置しており、現在、11箇所活動しています。	高齢化が進むにつれ、認知症高齢者が増えることが予想されます。令和5年度に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」では、認知症の相談窓口について「知らない」という回答が67.2%でした。相談先の周知や認知症に対する正しい知識と理解ができるような普及啓発の機会を増やすことが課題です。
4	現在、介護予防サービス利用者の支援終了・認定改善率は2%程度となっています。介護認定率は23.0%で国および県内平均より高くなっています。	高齢化が進むにつれ、要介護・要支援認定をもつ人が増える可能性があるため、自立した生活を送る高齢者を増やすことが課題です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	住民主体の通いの場所数（チームオレンジ拠点設置数）	箇所	16	23
2	介護予防サービスの支援終了・認定改善率	%	2.0	6.0

3	主観的健康観（高齢者本人が評価する自身の健康度）	%	79.9	80.0 (2029 調査)
4	退院連絡の実施割合	%	80.0	100.0
5	要介護・要支援認定者割合	%	23.2	23.2

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 自らの経験や知識を活かし、自主的に介護予防や生活支援等の地域活動に参加し、高齢者やその家族を見守り、支援します。
- ・ 病気や症状にかかわらず、こう暮らしたいという「素直な思い」を言葉にし、それに近づくよう考えたり工夫したりします。
- ・ 自分の状態や病気について正しく理解し、正しい付き合い方を知るようにします。

（２）地域等でできること

- ・ 地域全体で高齢者やその家族の生活を見守り、支え合い、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性を活かした活動に取り組みます。
- ・ 本人のできること・できないことを周囲が一方的に決めつけず、地域等で活動や役割への参加を受け入れ、見守ります。

◇ 主な取組

（１）地域包括ケアシステムを推進します

- ・ 地域包括支援センターを拠点として地域や他市町村、医療機関、サービス提供者等との関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、個々人に応じた支援を推進します。

（２）介護予防・生活支援事業における新たな活動の創出を支援します

- ・ 住民主体の通いの場の設立と住民の方がお互いに声を掛け、自助・互助・共助機能を活用した新たな住民サービスを提供するほか、専門職が通いの場に積極的に関与し、「自立」への支援や介護予防のための講座を行うことで、高齢になっても主体的な活動や参加の機会を増やします。
- ・ 老人福祉センターを拠点として高齢者の方が生きがいをもち、主体的な介護予防活動の取組を行います。

（３）認知症に関する正しい理解の推進と認知症初期からの継続的な支援体制を整備します

- ・ 認知症の疑いから発症、その後の進行と共に変化していく本人の様子や気持ち、利用できる支援について積極的に啓発します。また、認知症の方や家族を行政やサービス事業者だけでなく、地域全体で支援する体制を整えます。

（４）要介護・要支援認定と必要な支援を提供します

- ・ 高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことを支援するために、要介護・要支援認定と個人に合った自立を促すための各種介護（予防）サービスを提供します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第 2 次吉野町地域福祉計画	令和 3 年度～令和 7 年度
2	吉野町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画	令和 6 年度～令和 8 年度

2.1 障がい者の自立支援の推進

◇ 施策の方向性

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人すべてが必要に応じて支援を受けつつ、自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現、障がいの有無にかかわらず、地域の一員として生活を営むことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	相談支援体制については、地域づくり定期連携会議や母子連絡会等にて庁内連携ができており、相談業務委託事業所との連携も密に取れています。	複合的課題を抱えるケースの増加により、連携をより一層強化していく必要があります。また、町内に事業所が少ないことから、町外の社会資源とのつながりを増加する必要があります。
2	障がい者・障がい児福祉サービス利用及び自立支援医療については、更新及び新規ともに滞りなく支給決定を行えています。医療的ケアが必要な方に関係機関が協力してサポートを行っています。	対応可能な相談支援員や居宅介護サービス事業所を探すことに時間がかかっている状況です。また、町内の社会資源が少なく、近隣市町村においても人材不足となっています。医療的ケアが必要な方の緊急時の支援体制を充実する必要があります。
3	移動支援事業、日中一時支援事業ともに滞りなく希望者に提供できています。地域活動支援センターにおいては相談委託事業所と連携し、居場所確保、障がいの周知啓発を行えています。	移動支援事業は余暇活動に利用するものですが、地域特性から事業所に行く事が困難であることにより移動支援を希望されることが多いです。外出支援のタクシーチケットの申請者はまだ少ない状況です。
4	地域活動支援センターにおける障がいの周知理解の一環としてほっとはーと南和にてイベント開催はしており、地域活動支援センターの窓口での案内も行っています。にじいろサロンも継続しています。	町内の障がい者団体は3団体ありますが、いずれも新規加入者が少なく、活動も縮小している現状にあります。
5	行政や相談支援事業所等が地域課題について協議をする場であった五條・吉野地域自立支援協議会が令和5年度末で解散となったため、町単独での協議会の設置に向けて、相談支援事業所等と協議を行っています。	障がいがある方が安心して暮らすためには、すべての皆様に障がい及び障がいのある人をより深く理解していただくことが重要です。しかし、理解が進んでいない状況であり、障がいのある人との交流会の機会を増やし障がいに対する周知啓発を図りつつ、官民連携で地域課題と向き合うための協議の場が醸成されていないことが大きな課題です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	マルシェ等の集いの場の開催回数(小規模：年に2回、大規模：年1回)	回	1	3
2	障がい者就労施設等からの物品等の調達金額	円	500,000	700,000
3	障がい福祉サービス利用を希望される障がい(児)者における計画相談支援の利用率	%	99.0	100.0

4	地域生活支援事業（買い物等の移動支援、事業所の延長利用、社会参加のための集いの場の利用等）を希望される障がい（児）者の利用率	%	88.0	100.0
5	障がい者外出支援タクシー券交付対象者（身体障害者手帳 1.2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級）全体における申請率	%	20.2	50.0

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 障がいのある人や障がいのある人のご家族及び障がいのない人が、障がいの状態や特性について理解を深めます。
- ・ 障がいのある人や障がいのある人のご家族の不安や悩みを聞き、支援したり役場担当課につなげます。
- ・ 障がいのある人や障がいのある人の家族が障がいについて理解を進め、関係機関に相談します。

（２）地域等でできること

- ・ 障がいのある人または障がいのある人のご家族に対し、周囲が本人の気持ちや状態を決めつけず、障がいの状態や特性について理解を深めてもらいます。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して生活ができるような地域での助け合い・見守り・支え合いの体制を整えます。
- ・ 障がいのある人または障がいのある人のご家族に対し、地域でできるサポートについて役場に相談します。

◇ 主な取組

（１）障がいに対する理解の促進を推進します

- ・ 自立支援協議会の立ちあげを行い、官民連携のもとで地域課題の解消、交流の場（居場所）を創出し、広く障がいについての理解の促進に取り組みます。関係各課及び町内外企業等と連携しながら、障がいの理解を推進し、障がいのある方の雇用促進に取り組みます。町内における福祉関係団体に対して、相談・交流の場の継続のために支援を行います。

（２）障がい福祉サービスの提供を推進します

- ・ 障がいのある人が、安心して暮らすことができるように、相談支援員と連携しつつ、サービス等利用計画書をもとに必要な障害福祉サービスの利用につなげます。社会参加をしながら自立した生活を継続できるよう、就労支援に取り組みます。また、関係機関及び他市町村と協力しながら、医療的ケアが必要な方の支援の充実に取り組みます。

（３）相談支援体制を充実します

- ・ 個々の相談に対し、委託相談事業所、地域包括支援センター、地域福祉担当、介護保険担当、社会福祉協議会等と連携しながら支援を行い、必要なサービスにつなげます。障がいのある児童に対し、保健センター、教育委員会、医療機関等と連携を図りながら支援を行い、早期療育の取り組みを進めます。

（４）外出と社会参加を促進します

- ・ 外出支援のために初乗り運賃を助成するタクシー券を交付します。余暇活動を充実させるために、地域生活支援事業において移動支援のサービスを提供します。

◇関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町第 3 次障がい者基本計画	令和 5 年度～令和 14 年度
2	吉野町第 7 期障がい福祉計画/吉野町第 3 期障がい児福祉計画	令和 5 年度～令和 14 年度

2.2 包括的で重層的な支援体制の構築

◇ 施策の方向性

すべての町民が心配事や困り事を抱え込まずに相談することができ、安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	重層的支援体制整備事業が令和6年度から実施となり、複合的な困りごとに対して支援等を考える仕組みができ、体制を整えることができました。	支援会議や重層的支援会議にて検討するケース数が少なく、該当ケースが少ないのか、把握できていないのか等の評価検討が必要です。
2	今までの介護・障がい・子ども・困窮の4分野で実施していた「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」を一体的に実施することになりました。	重層的支援体制整備事業として、既存の事業や新規事業（ヤングケアラーの支援など）運営が優先となっているため、包括的な支援体制の構築が必要です。
3	高齢者・児童・障がい者虐待や成年後見制度、終活などの権利擁護に関する普及啓発活動は、十分とは言えず、実施回数も増加していません。	各分野で個別に権利擁護に関する啓発活動を行いつつ、分野を横断した連携・協働の可能性を検討し、包括的な権利擁護体制の強化を図ることが必要です。
4	地域福祉計画策定時の関係団体調査において、少子高齢化の進展により、地域における多世代交流が減少しつつあります。	地域住民の属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる居場所を整備する必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	属性を問わず参加し、相談が出来る居場所の開催数	回	7	24
2	多機関で個別ケースや地域づくりについて共有や支援方法の検討を行った回数	回	18	24
3	権利擁護にかかる普及啓発実施回数	回	6	25

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 積極的に地域とかかわり、問題点や課題に向き合います。
- ・ 個々の立場で地域支援にかかわりサポートします。
- ・ 自分や家族、地域での困り事が生じた場合は相談し、窓口が不明な場合は役場に相談します。
- ・ 緊急連絡先や、相談できる相手を平常時から備えておきます。
- ・ 地域や国の制度、町の事業など、身近なところから得られる情報を日頃から収集します。
- ・ 本人の困難さや課題に対して、まずは本人と家族で どのような生活をしたいのか話し合います。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域間での交流を促進し、課題等に包括的な支援を意識して取り組みます。
- ・ 独居老人などの情報を共有し、安心して生活できる地域づくりに努めます。
- ・ 地域を支える活動や地域の問題解決の取組などを通して、地域が地域のために考え課題に取り組めるよう、専門職がサポートします。
- ・ 地域や家族の困り事が生じた場合は、身近な人に相談し、相談先が不明な場合でも抱え込まずに役場に相談します。

◇ 主な取組

(1) 重層的支援体制整備事業の支援会議及び重層的支援会議を開催します

- ・ 複雑化・複合化したものや、制度の狭間であるケースについて、事例共有を行う支援会議を月に 1 回開催し、状況に応じて追加の支援会議や、支援検討を実施する重層的支援会議を開催します。また、支援検討するケースを把握するしくみについて、評価検証を行います。この会議は、介護・障がい・子ども・困窮の 4 分野の担当者と吉野町社会福祉協議会で構成されます。

(2) 重層的支援体制整備事業で実施する各分野の事業間連動を行います

- ・ 介護・障がい・子ども・困窮で実施している各既存事業と、制度の狭間や支援困難ケースに対応していく新規事業については、各分野の支援機関との情報共有と事業間連携ができる場の設定を行い、すべての人びとが生活を送る中で直面する困難・生きづらさの解消に向け一体的に支援していきます。

(3) 住民の権利擁護に即した普及啓発活動を実施します

- ・ 高齢・児童・障がい分野についての啓発活動に加え、身寄りのない方を含む終活に関する内容の啓発等も実施します。

(4) 地域コミュニティを形成する居場所づくりを実施します

- ・ 高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮する人たち、障がいを持つ人たち、認知症の人たちなど、属性を問わず、あらゆる世代が気軽に交流し、情報共有や交換が行え、お互いに支えあう場となる居場所づくりや、買い物等による外出への不安を抱える方への支援を通じ、悩みごとや困りごと等の相談の場づくりに取り組みます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第 2 次吉野町地域福祉計画	令和 4 年度～令和 8 年度
2	吉野町第 7 期障がい福祉計画／吉野町第 3 期障がい児福祉計画	令和 6 年度～令和 9 年度
3	吉野町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画	令和 6 年度～令和 9 年度
4	吉野町重層的支援体制整備事業実施計画	令和 6 年度～（随時見直し）

2.3 社会保障制度の円滑な運営

◇ 施策の方向性

国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度、国民年金制度、各種福祉医療制度などのあらゆる社会保障制度を安定的に運営することで、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	国民健康保険財政の健全な運営には収納率の向上が不可欠ですが、近年の収納率は約 96%と横ばい状態が続いています。	収納率向上のためには、口座振替の利用促進に向けた啓発活動の強化が求められています。また、滞納者に対する電話勧奨や適切な収納対策を徹底し、着実に収納率を改善することが必要です。
2	特定健康診査・後期高齢者健康診査とも県内において、受診率が低い状態です。	奈良県国民健康保険団体連合会、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携し、健診未受診者に対し、受診率向上のための取り組みが必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	国民健康保険税の収納率	%	95.9	97.5
2	特定健康診査受診率	%	24.9	60.0
3	後期高齢者健康診査受診率	%	12.19	30.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 年に一度の健診や各がん検診等を受診し、できるだけ早期に病気を見つけて健康に備えます。
- ・ 各社会保障制度の理解を深めます。

(2) 地域等でできること

- ・ お互いが誘い合い、地域全体で健診等受診のきっかけづくりを進めます。

◇ 主な取組

(1) 収納率向上のための対策を強化します

- ・ 収納率向上のためにコンビニでの納付を周知し、口座振替を推進します。また、未納者に対し電話や個別面談により収納強化を図ります。

(2) 受診率向上のため未受診者受診を勧奨します

- ・ 奈良県国民健康保険団体連合会と連携し、特定健診未受診者に対して、年 2 回の受診勧奨通知を発送します。また、保険手続き等での来庁者に対し、健診の案内チラシで受診勧奨を行います。
- ・ 保健指導用教材等を活用し、健診受診や重症化予防の重要性の理解促進を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度および国民年金制度、各種福祉医療精度の周知・啓発を進めます

- ・ 町民の身近な窓口として、各制度の周知・啓発を進め、正しい情報を発信し安定した財政運営に努めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

2.4 地域防災力の向上

◇ 施策の方向性

自助・共助・公助の役割分担を再確認し、防災意識を高め、災害からまちと人を守ることを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	町内住民はもとより公助の実施主体である職員の災害対応の訓練や知識が不足しています。	南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に対する、防災及び災害発生に対応する体制整備が十分ではありません。
2	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定緊急避難所（場所）があります。	気象・地象災害時の避難所となっている施設について、罹災する可能性がある施設が含まれており、指定の見直しが必要です。
3	各地区・地域の防災士が機能されていません。	地域防災リーダーを確保することにより、防災意識を高め、地域防災力の向上を図る必要があります。
4	個人による非常災害時用の物品に不足が生じた場合の備えとして公的備蓄を進めています。	町民数を基準とした防災備蓄品の増数、女性・乳幼児向け用品及びアレルギー用食品の確保が必要です。
5	現行の吉野町防災マップは、令和2年4月作成のため情報が一部異なります。	吉野町防災マップの更新が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	防災士取得者数（累計）	人	56	180
2	自主防災組織連携組織の数（地区防災計画の策定数）	数	3	6
3	人口あたりの避難時持ち出し袋所持率	%	70.0	100.0
4	自主防災組織の防災訓練実施率（実施団体/設立数）	%	80.0	100.0
5	お住まいの地域の避難場所を知っている町民の割合	%	-	100.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 学習会・訓練などに参加し、防災に関する正しい知識を身につけます。
- ・ 備蓄品や持出袋を準備するとともに、災害時の行動計画を作成します。
- ・ 身の回りの危険個所を把握し、難を避ける取組を進めます（家具の転倒防止・防災マップの確認等）。

(2) 地域等でできること

- ・ 家族間や地区内・地域内で共に助け合える協力体制を整えます。
- ・ 自主防災訓練の実施や備蓄品の確認を行います。
- ・ 要援護者支援の体制整備を行います。
- ・ 各大字で防災リーダーを養成するとともに、災害に備えた行動計画を策定します。
- ・ 小学校・中学校で防災（災害）学習に関する時間を創設します。

◇ 主な取組

(1) 地域防災リーダーを養成します

- ・ 防災リーダーを各大字に複数名養成することにより、各区・自治会・自主防災組織の責任者の役割軽減や短任期での交代に対応し、少子高齢化が進む地域コミュニティでの自主防災活動の安定化を図ります。

(2) 防災学習会等を通じた防災意識醸成を進めます

- ・ 少子高齢化に伴う地域コミュニティの低下が進んでいますが、災害の特性や危険性を日頃から共有し、災害発生時に円滑かつ的確に対応できるよう、タイムライン防災を意識する等、災害への対応力を高め、地域が連携し、コミュニティ防災活動の取り組みを図ります。

(3) 災害発生時等の対応体制を整備します

- ・ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定更新に伴い、ハザードマップの更新を進め、住民への周知を図ります。
- ・ 土砂災害、洪水、地震等、災害に応じた避難所、避難場所の指定の見直しや南海トラフ地震等への対策を含めた、地域防災計画の見直しを進めます。

(4) 情報伝達手段の整備と適切な伝達を行います

- ・ 災害に関する情報を防災行政無線、有線戸別端末、CVY 放送、メール配信といった情報手段を用いて、安定的な情報伝達を図ります。
- ・ 町民に提供する情報については、適切かつ迅速な伝達を行います。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域防災計画	令和4年度～

25 消防・救急体制の充実

◇ 施策の方向性

消防救急体制の充実により、安心・安全なまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	人口減少、高齢化等の要因により消防団の運営、継続が難しくなっています。	団員の確保、機動力のある組織体制の検討と共に、老朽化した車両の更新が必要です。
2	常備消防である奈良県広域消防組合の再編が進んでいます。	奈良県広域消防組合と連携を図り、火災や災害への対応を進めていく必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	年間出火件数	件	6	0
2	消防団員の充足率（実団員数/条例定数）	%	93.0	95.0
3	救急車両の現場到達時間（平均） ※入電から現着まで	分	14	12

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 火気の取り扱いには十分注意し、消防・救急の出動要請を的確に行うために各種訓練や研修に積極的に参加します。

(2) 地域等でできること

- ・ 消防団の必要性を理解し、地域での団員確保に努めます。
- ・ 消防団と地域での連携協力を努めます。
- ・ 地域の消防施設（消火栓、防火水槽、消防道など）の位置の確認や点検を地域等で実施し、地域間の協力体制を確立します。

◇ 主な取組

(1) 消防力の向上（非常備消防）に努めます

- ・ 少子高齢化、人口減少による消防団員の減少に伴う消防力の低下を防ぐため、組織再編等を図り、機動性のある消防力の維持に努めます。
- ・ 組織の再編と共に、消防輜等の計画的な更新を進め、消防力の向上に取り組みます。
- ・ 地域の区、自治会等と連携を進め、消防・防災力の向上を図ります。

(2) 消防力の向上（常備消防）に努めます

- ・ 本町の常備消防は、県下 37 市町村で構成する奈良県広域消防組合が組織されており、旧消防本部の管轄区域を越えて災害発生現場や救急・救助現場に一番近い消防署または車両が現場に向かう体制が整備されています。組合への負担金も増加傾向にあり、現状の体制を維持しつつ、負担を抑えていく方策を検討していきます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域防災計画	令和 3 年度～
2	吉野町国民保護計画	平成 29 年度～
3	吉野町国土強靱化地域計画	令和 2 年度～

2.6 交通安全・防犯対策の推進

◇ 施策の方向性

住民一人ひとりの交通安全や防犯に対する意識が高まり、安全な地域で安心して暮らせるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	全国的にも奈良県内においても、交通事故件数は減少していますが、奈良県内の交通事故発生件数のうち高齢者(65歳以上)の占める割合は4割弱となっています。	今後も高齢化の進展が見込まれることから、関係機関と連携し、高齢者を対象とした安全運転講習会の実施や、運転免許証の自主返納の促進、免許返納後の生活をサポートできる体制づくりが必要です。
2	特殊詐欺の認知件数も被害額も増加の一途をたどり、被害者全体に占める高齢者(65歳以上)の割合は65%を超えており、町内でも被害が発生しています。	高齢者を狙った犯罪が増加しており、被害を未然に防ぐためにも、それらに対応した防犯体制を、関係機関と連携して構築していく必要があります。
3	町内の犯罪認知件数は減少傾向にあり、空き巣や、車上ねらいといった窃盗犯罪が主なものとなっています。空き巣に関しては、無施錠率が6割を超えています。	窓やドアの施錠を確実にするなど、犯罪を未然に防ぐ重要性の住民への周知が必要です。 また地域から、犯罪を未然に防ぐためにも各地区の集会所等への防犯カメラ設置の要望が増加しており、設置のための費用助成といった対応が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	安全安心街頭啓発回数	回	48	50
2	交通事故件数(人身)	件	3	0
3	交通安全施設の年間整備箇所数	箇所	5	10
4	犯罪認知件数	件	29	10

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 交通安全教室などに参加し交通ルールの理解を深め、交通事故の防止に取り組みます。
- ・ 防犯教室などに参加します。

(2) 地域等でできること

- ・ 家族・地域ぐるみで周辺の危険箇所を洗い出し、安全施設などの要望を行います。
- ・ 子ども・高齢者といった狙われやすい弱者を地域コミュニティで見守り活動を行います。
- ・ 犯罪抑止の観点から防犯カメラの設置に向けて検討を行います。

◇ 主な取組

(1) 各種関係機関と連携し街頭交通安全指導をします

- ・ 警察と各種関係組織が実施する会議等に参加し連携を強め、街頭指導の回数や場所、内容（物品配布やのぼり旗）を考慮し、効果的な交通安全指導を行います。

(2) 交通安全の意識醸成のため啓発活動を強化します

- ・ 警察と各種関係組織と連携し、児童の交通事故防止、高齢者による交通操作誤りを減らすため、交通安全教室を開催し、交通安全ルールの再認識を促します。

(3) 交通安全施設を計画的に整備します

- ・ 自治会・PTA と連携し、通学路や各地区の危険箇所を把握するとともに、優先度の高い箇所から、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます

(4) 防犯意識の醸成のための取り組みを強化します

- ・ 警察と関係組織と連携し、防犯パトロールの実施回数、経路、広報車の活用・のぼり旗などの設置といった防犯意識の醸成に効果がある広報活動を行い、地域ぐるみで高齢者や子どもを犯罪から守るため、交通安全、防犯、防災といった身の周りの安全・安心につながる研修を実施します。
- ・ 防犯意識の高まりを受け、地域が行う防犯カメラ等の設置に対し、費用負担を含め取り組みを支援します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

27 安全で快適な道路・河川の整備

◇ 施策の方向性

道路や河川が適切に維持・管理され、日常生活だけでなく災害発生時も安心して暮らせるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	道路法施行規則に基づき、道路構造物（道路橋・トンネル・大型構造物）の点検が法的に義務付けられ、道路構造物の長寿命化を目的に定期的な点検・点検結果による予防保全型維持管理を進めています。	道路構造物の定期的な点検を進めていますが、老朽化が進んでいることから、道路インフラの修繕のための財源確保が必要です。また、土木系技術職員の退職等による技術者経験者の減少にともない技術継承が課題です。
2	地域の高齢化が進み、地域の安全に対する意識が高いことから、道路・河川整備の要望件数が多い中、県管理施設においては、県・地域と連携しながら地域特性や利用状況を考慮して整備を実施しています。	高齢化、地域の後継者不足により地域活動の減少が進み、各地区からの要望件数の増加にともない、維持管理コストが増加しています。
3	町管理河川の修繕・排水路の改修のほか、県管理河川である一級河川の護岸整備・河川浚渫工事の要望をしています。	気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害により、河川護岸の整備への要望を求められています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	橋梁点検数	%	100	100
2	トンネル等施設点検数	%	100	100

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 整備事業が円滑に推進するよう協力を行います。
- ・ 道路（歩道を含む）に隣接する個人所有地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行います。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域活動として草刈り等を行い、維持管理に努めます。
- ・ 近隣の道路について、危険箇所があれば道路管理者に情報提供します。

◇ 主な取組

(1) 橋梁の長寿命化を図ります

- ・ 橋梁・トンネル等においては奈良モデルを活用し、県と連携して橋梁等の点検を計画的に進めます。
- ・ 橋梁点検結果を基に、橋梁長寿命化修繕計画により、緊急度の高い箇所から修繕を行い、道路インフラの長寿命化を図ります。

(2) 町道の改良及び維持管理を行います

- ・ 各地区からの要望を基に、緊急性や必要性を総合的に判断し地域と連携して整備を進めます。
- ・ 道路パトロールにより、修繕が必要な箇所の予防保全を図り、維持修繕コストの軽減を図ります。

(3) 国道及び県道の整備を促進します

地区からの要望を基に道路管理者である県と協議し整備促進を図ります。

(4) 浸水対策の強化、流域治水の推進

- ・ 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川インフラ等の整備を更に加速させるとともに、流域に関わるあらゆる関係者で協働して水災害対策を推進します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町国土強靱化地域計画	令和2年度～令和6年度
2	橋梁長寿命化修繕計画	令和2年度～令和11年度
3	トンネル長寿命化修繕計画	令和1年度～令和10年度
4	大型カルバート長寿命化修繕計画	令和2年度～令和6年度
5	吉野町地域防災計画	令和3年度～

28 安全で安心な上下水道の整備

◇ 施策の方向性

健全な経営と町民の生活環境を守り、安心して利用できる上下水道を推進します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	面整備が完了しており、水洗化率向上のため広報並びに訪問等を実施しています。	水洗化率については、管路整備の完了区域は一定の接続となっていますが、高齢化世帯及び空き家による接続が難しい状態にあります。
2	下水道ポンプ設備及び機械設備の劣化が進んでいるため、設備の更新を行っています。	今後、施設の更新時期を迎えることから、適切な維持管理と計画的な更新が必要となります。
3	集落排水施設の劣化が進んでいるため、部分的な更新を行っています。	計画的な更新を行っていますが、高齢化・過疎化が進み使用料金の収入が下がってきていることから、経営基盤強化が必要です。
4	広域で水道施設の老朽化対策や整備、財政基盤の強化などに取り組むため、奈良県と県内 26 市町村で構成された奈良県広域水道企業団に参画し、令和 7 年 4 月から事業を開始しました。	小名・殿川地区が水道未普及地区であることから、水道施設整備の検討が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	公共下水道水洗化率	%	86.2	90.0
2	農業集落排水水洗化率	%	100	100

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 下水道区域内は、早期に公共下水道に接続します。

(2) 地域等でできること

- ・ 下水道区域内は、公共下水道への接続を啓発します。

◇ 主な取組

(1) 下水道施設の接続を促進します

- ・ 広報活動並びに訪問等により、水洗化を促進し、衛生的で快適な生活環境と公共水域の水質保全を図ります。

(2) 下水道施設の維持管理を推進します

- ・ 下水道施設の経年劣化状態の確認を行い、下水道施設管理計画を策定し、健全度に応じ必要な補修並びに更新を行います。
- ・ 民間を活用して、施設の適正な維持管理を行います。

(3) 集落排水に関する財政面を改善します

- ・ 社会情勢の変化に伴い経営の基本となる「経営戦略」を策定し、効率的な経営に努めます。

(4) 安定的・持続的な水道事業を推進します

- ・ 奈良県広域水道企業団の構成市町村の一員として、県や他市町村と連携しながら、安全で安心な水道水を利用できる環境を整備するため、企業団運営の積極的な参画を通じて、安定的・持続的な水道事業を推進します。
- ・ 飲料水供給施設整備箇所においては、施設管理等の支援を行います。また、飲料水供給施設の普及や新たな施設整備について、検討を進めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町下水道事業経営戦略	令和 8 年度～令和 17 年度

29 安全で快適な居住環境の整備

◇ 施策の方向性

安全で快適な居住環境が整い、安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	広報等で耐震化を促進し、相談を受け現地確認等を実施しています。	耐震改修には多額な費用が必要となるため、耐震改修までは進んでいません。耐震改修に伴う補助制度の周知の強化が必要です。
2	吉野町営住宅長寿命化計画に基づき、吉野駅前町営住宅 A・B・C 棟屋根改修工事や河原屋町営住宅解体工事を実施しています。	吉野町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の健全な維持管理に向けて順次整備を行います。また、町の住環境整備施策枠組みの中で、公営住宅のあり方について検討する必要があります。
3	地元自治会や民生委員と町営住宅入居者に関する情報を共有し、安否確認を実施しています。	高齢者の独居世帯が多いため、入所者の安否確認が増える傾向にあります。関係機関と連携し、対応しなければなりません。
4	空き家調査を実施し空き家の状況を把握することができましたが、活用可能な空き家が多く存在しています。	利活用可能な空き家であっても、様々な事情により所有者が積極的に活用を希望しない状況にあります。
5	空き家調査の結果、所有者が遠方等で老朽化している空き家があります。	空き家の管理ができていないため、将来危険空家となる可能性があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	耐震改修に伴う補助制度の広報等	回	1	3
2	長寿命化に基づく改修等	棟	1	1
3	特定危険空き家	戸	2	0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 住宅の適正な維持管理に努めます。
- ・ 住宅の耐震に関する理解を深め、診断・改修をします。

(2) 地域等でできること

- ・ 耐震の重要性を理解し、地域防災に努めます。
- ・ 周辺の空き家状況を把握し、地域の安全対策に努めると共に、関係機関と情報を共有します。
- ・ 地元自治会や民生委員と情報共有し、入居者の安否確認を実施します。

◇ 主な取組

(1) 建築物の耐震化を促進します

- ・ 広報等で耐震助成制度の情報を提供するとともに、相談等を受け現地確認を実施します。また、耐震啓発を行い、耐震の必要性を発信していきます。

(2) 町営住宅の環境を整備します

- ・ 施設の老朽化に伴う修繕については、修繕費用負担区分に基づき、入居者と協議をしながら修繕を行い、住みやすい環境づくりを進めます。また、各住宅で組織されている自治会、区長、民生委員と連携し、高齢入居者の見守り、声かけを強化し、安全で安心して暮らせる環境を構築します。

(3) 空き家利活用の促進を図ります

- ・ 利活用が可能な空き家の所有者に働きかけ、空き家の利活用に取り組みます。また、自治協議会や自治会等と連携して地域の空き家情報を収集し、空き家バンクへの登録に繋げる取り組みを推進します。

(4) 空き家の適正な管理を促進します

- ・ 老朽化し、危険な状態にあると判断した空き家の所有者等に対して、吉野町空家等対策計画に基づき、関係部局と連携して適切に管理するよう指導します。また、国や県と連携しながら所有者が危機意識を持って適正な管理が出来るよう周知、日頃からの啓発、また解体等の後押しが出来るよう補助制度の構築などを検討します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町国土強靱化地域計画	令和2年度～令和6年度
2	吉野町営住宅長寿命化計画	令和3年度～令和12年度
3	吉野町空家等対策計画	平成28年度～令和7年度
4	吉野町耐震改修促進計画	令和3年度～令和7年度

30 地域特性を活かした土地利用の促進

◇ 施策の方向性

自然環境と歴史文化が調和する本町の地域特性を活かしつつ、安全で安心できる土地利用を進めます。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	「吉野小学校・吉野北小学校跡地利活用方針」に基づき、跡地の利活用とともに地域のまちづくりについて検討を進めています。地域のまちづくりについて調査したところ、地域の特性を活かしていますかの質問に対して、「あまり思わない」が 24.1%、「思わない」が 12.9%となっており、全体の約 4 割が地域の特性を活かしていないという結果になっています。	関係機関や住民と協調しながら、地域の魅力や特色を具体的に反映したまちづくりを進めていく必要があります。
2	地域の各団体が事業を活用しながら、農地景観及び農地の維持・管理の活動を行っています。	農業者の高齢化、後継者不足に伴い荒廃農地が増加しています。
3	都市計画制度による土地利用規制を運用し、適正に管理しています。しかしながら、人口減少・高齢化の進行に伴い、空き家や空き地、耕作放棄地が多くなっています。	当町のような山間の過疎地域は、都市計画制度による一律の基準・運用では地域に必要とされる施設の立地等の土地利用が進まない現状にあります。
4	保有する公共施設の延床面積は約 6.9 万㎡、築 50 年以上の施設は全体の約 16%、新耐震基準の施設は全体の 5 割弱となっています。また直近 5 年に施設整備に要した経費は 9.0 億円／年となっています。	厳しい財政状況を鑑みて、施設の統廃合や更新時には複合化・多機能化・民間や県等との連携を進めることにより、施設総量を縮減していく必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	吉野町の自然環境や歴史的な景観が保全されていると思う町民の割合	%	53.3	90.0
2	遊休農地面積（利用状況調査）再掲（施策 11）	㎡	56,492	52,000
3	活用方針が定まっていない公共施設数	数	7	0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 土地利用に関する規制や制限について理解し、土地の有効活用に努めます。
- ・ 住み慣れた街並み、景観の魅力や価値を再認識し、景観保全に努めます。

(2) 地域等でできること

- ・ 土地利用に関する規制や制限について地域でも共有し、土地の有効活用に努めます。
- ・ 住み慣れた街並み、景観の魅力や価値を再認識し、景観保全に努めます。
- ・ 地区ごとでまちづくりの方向性を議論します。

◇ 主な取組

(1) 地域ごとの特色あるまちづくりを推進します

- ・ 基本構想で定める土地利用に関する基本的な考え方に基づき、地域ごとの特色あるまちづくりを進めます。また、地域課題解決・地域力の向上のため、生活上のつながりの深い 7 つの地区を原則として基本的な生活の区域として位置づけるとともに、区域内における施設整備の要望等については、その利活用について地域住民が十分協議し、先を見据えた方針を整理することを基本とします。
- ・ 町内の近鉄 3 駅舎の利活用や、鉄道駅を中心としたまちづくりを官民連携により推進します。

(2) 調和のとれた土地利用を推進します

- ・ 景観作物や吉野に適した農産物作付け等を通じて、遊休農地の解消に取り組みます（施策 1 1：再掲）
- ・ 森林の土地・所有者情報を収集・整理し、森林の適正管理を図ります。（施策 1 1：再掲）
- ・ 県内の市町村と情報共有を行い、県と合わせ市街化調整区域の開発規制緩和の検討を行います。

(3) 公園・緑地の有効活用を推進します

- ・ 吉野熊野国立公園や県立津風呂自然公園の区域では、自然公園法に基づき良好な自然環境を維持するとともに、国や県と連携しながら利活用を推進します。

(4) 公共施設の有効活用を進めます

- ・ 旧吉野小学校跡地利活用事業を推進するとともに、吉野町新庁舎整備基本構想に基づき、住民や職員の安全を確保するため、早急に庁舎の整備を進めます。
- ・ 防災や地域の特性を活かしたまちづくりに必要な公共施設等の利用に取り組みます。
- ・ 吉野町公共施設等総合管理計画をもとに各施設の個別計画を策定していきます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町公共施設等総合管理計画	令和 6 年度～令和 45 年度

3 1 情報通信技術等を活用したデジタル化の推進

◇ 施策の方向性

新たなデジタル技術を活用し、町民サービスの向上・迅速化と行政運営コストの最小化を目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	住民票コンビニ交付率は、令和6年11月時点で24.5%と交付件数が着実に増加しています。	町民の利便性の向上と職員の業務効率化を進めるため、コンビニ交付利用促進を図る必要があります。
2	令和6年度にテレワークアプリの見直しを行い、新たに導入したアプリにより、職員の利便性が向上し、オンライン会議数も増加しました。	紙に印鑑を押印して提出する従来型の決裁方法では、テレワークでの事務内容に限られることから、さらにデジタルを活用した手法を検討する必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	住民票コンビニ交付率	%	19.4	28.5
2	オンライン会議回数	回	675	786

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 当町で開催しているスマホ教室等を活用し、各 SNS アプリ等の基本操作方法を学びます。

(2) 地域等でできること

- ・ 行政からの各種情報（防災情報等も含む）について、確実に受け取ることができるように公式 LINE や情報提供アプリに登録します。
- ・ 各地域単位でデジタル端末の操作方法等を学ぶ機会を作り、発展するデジタル技術から誰一人取り残さない地域を作ります。

◇ 主な取組

(1) システム標準化に伴う各種窓口業務のオンライン化を図ります

- ・ 令和7年度以降基幹系システム（対象20業務）が標準化されることから、各種窓口業務の手続のBPR（見直し）を行い、町民の利便性向上と職員の業務効率化を図ります。

(2) 住民票等のコンビニ交付利用促進を図ります

- ・ 今後、デジタル技術がさらに発展することが予想されることから、住民票や印鑑証明だけでなく、各手続について担当課と協力の上、コンビニ交付利用促進に取り組めます。

(3) デジタル化推進体制を整備します

- ・ デジタル化推進には、専門知識も要することから、専門的知識を有する人材確保と養成及び各事業者及び職員と連携し、各種業務のデジタル化を推進します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	-	-

3 2 財政健全化と行財政改革の推進

◇ 施策の方向性

行財政改革を進めるとともに、町税などの自主財源の確保に努め、健全な財政運営を実現するまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	中期財政計画に基づいた予算編成を行っており、計画的な財政運営を進めています。現在の計画は令和7年度が最終年度ですが、各項目においておおむね目標値を上回っており、適正に財政運営がなされています。	社会経済情勢の変化や財政需要の多様化を踏まえた柔軟かつ持続可能な財政運営を図るため、中期財政計画の精度を向上させる必要があります。
2	各課別重点目標の取り組みを行い、行財政改革を実施しています。	第3次行財政改革大綱前期実施計画は令和7年度が最終年度となるため、行財政全般について見直しを行い、新たな行政需要にも対応した新しい実施計画の策定に取り組む必要があります。
3	町税収納率は現年度 99.3%前後で推移しています。コンビニや電子マネーの利用で遠方のかたの納付の勤奨がしやすくなりました。	現年度分の収納率が安定しているので滞納が減少しつつありますが、現年度の収納率をあげるには滞納者に対して丁寧な納付勤奨が必要です。
4	ふるさと納税は返礼品数を増やすなど寄附増加のための工夫をし、SNS等で情報発信をしています。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正や社会情勢を鑑み返礼品数を増やしましたが、「まちの特産品がわかりにくい」や「数が多すぎて選びにくい」と言った声もあります。SNSでの発信も不定期かつストーリー性に乏しいといったところが課題です。 ・寄附金の使途を明確に示し、進捗状況や成果を継続的に公表する仕組み作りを行うことで、寄附者の信頼性向上に努める必要があります。 ・企業版ふるさと納税については、企業ニーズとのマッチングがうまく出来ていないため、事業の周知方法等を検討する必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	将来負担比率	%	72.4	算定中
2	実質公債費比率	%	7.4	
3	経常収支比率	%	89.5	
4	町税の収納率（現年課税分）	%	99.2	100
5	ふるさと納税寄付額	千円	124,057	150,000

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 広報よしのや町ホームページで公開された予算・決算、行財政改革の進捗状況に関心をもち、理解を深め、積極的に意見を述べます。
- ・ 町税の納期内納付を心がけます。

(2) 地域等でできること

- ・ 補助金に依存することなく、自分たちで解決できないか検討するとともに、自立できる財源の確保に努めます。

◇ 主な取組

(1) 中期財政計画に基づいた財政運営を行います

- ・ 中期財政計画に基づき将来の過度な負担とならないよう十分検討しながら予算編成を行います。また広報よしのや町ホームページを活用し、予算や決算状況を町民にわかりやすく伝えます。併せて中期財政計画も社会情勢や財政状況にあった計画に更新します。

(2) 行財政改革を推進します

- ・ 行財政改革大綱における効率的で質の高い行政サービスの提供と行財政改革のスリム化・効率化を推進し、限られた行政経営資源（財源・人材）を有効活用し、まちの将来像の実現にむけて行財政改革を続けます。また年度ごとに進捗管理を行い、項目ごとに達成度を確認し、結果を公表します。

(3) 町税の適正な賦課と収納率を向上します

- ・ 法や条例に基づき適正に賦課し、自主財源の確保に努めるとともに、収納率向上のためにスマホやコンビニでの納付を周知し、口座振替を推進します。また、税務相談窓口を強化し自主的な納付を促し、税の公平性を欠くことがないよう、奈良県税等関係機関との協力も仰ぎながら、担税能力の調査等を進め、町税の滞納解消に努めます。

(4) ふるさと納税および企業版ふるさと納税を推進します

- ・ データ分析により寄附者のニーズを的確に把握し、デジタルマーケティングの手法なども取り入れながら町や返礼品の魅力効果を効果的に発信することで、ふるさと納税による安定的で継続的な財源の確保に努めます。
- ・ 新規事業を実施する場合は、企業版ふるさと納税のマッチングサイト等を活用しながら、財源の確保に努めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町中期財政計画	令和3年度～令和7年度
2	吉野町第3次行財政改革大綱	令和3年度～令和7年度

33 広報広聴の充実

◇ 施策の方向性

町民にとって必要な情報（議会広報含む）や政策情報を適時適切に発信するなど広報広聴機能の充実を図り、町政運営の透明性を高め、町政への参画と協働のまちづくりを促進します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	<p>広報誌・ケーブルテレビ・ホームページ・SNS を通じて、吉野町の情報発信を行っています。</p> <p>昨今膨大な情報があふれる中、町民へ町政等の情報を届ける為に、多様な情報媒体を活用し発信しています。</p>	<p>広報誌・CVY（11チャンネル）の視聴において20歳未満から39歳頃にかけて視聴頻度が少なく、発信している情報が届いていない可能性があります。</p> <p>そのため、SNSを活用した情報発信を強化し、幅広い年代に情報を届けなければなりません。</p>
2	<p>吉野町では、広報誌やテレビに加え、SNSとしてInstagram・Facebook・X（旧Twitter）・LINE・YouTubeを活用して情報発信を行っています。このうち、LINEは日本国内で利用率No.1のSNSツールです。吉野町では令和2年にLINEを導入し、令和7年4月1日時点での友だち登録者数は2,859人となっています。特にコロナ禍の際には、ワクチン接種予約にLINEを活用したことがきっかけとなり、令和3年4月時点で551人だった友だち数が、一気に約2500人まで増加しました。その後も令和4年・5年には年間平均60人～80人のペースで緩やかに増加中です。</p> <p>※SNSごとの登録者数は以下の通り： ・LINE：2,859人 ・Facebook：2,769人 ・X（旧Twitter）：1,743人 ・Instagram：1,824人 ・YouTube：108人</p>	<p>LINEは日本国内で最も利用されているSNSであるにもかかわらず、他のSNSと比べて極端に多くの登録者数を獲得できていないわけではありません。</p> <p>特に、町内のテレビや広報誌をあまり見ない若年層などに十分な情報が届いていないと思われます。</p> <p>今後は、町内外を問わず、特に若年層を中心としたLINE利用者の拡大を図ることで、町内の情報をより多くの人に確実に届ける体制を整える必要があります。しかし現在のところ、登録者数が大きく伸びる傾向は見られません。</p>
3	<p>アンケート結果から半数以上の町民が広報よしのを読んでいると分かります。年齢別では60歳代以上の読んでいる割合が高く、若年層の読んでいる割合が低い傾向にあります。</p>	<p>若年層が必要としている情報を精査し広報よしのへ掲載すると共に、これまでの紙媒体での発行に加え、若年層へのアプローチ強化のための媒体確保や、SNSなどを活用した発信方法の工夫により、いかに若年層に情報を届けるかが課題です。</p>

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	吉野町が発信している情報が届いていると思う町民の割合	%	53.0 (2024 調査)	65.0
2	吉野町公式 LINE 有効友だち数	人	2,859 (2024 調査)	4,000
3	広報よしのを読んでいる町民の割合（ホームページやアプリマチイロなどの電子媒体も含む）	%	62.0 (2024 調査)	70.0

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 広報誌・CVY・ホームページ・SNS などを通して町政に関心を持ち、積極的に行事や町政に参加・参画します。
- ・ 町が実施するアンケート調査やパブリックコメント、ホームページのご意見・お問合せコーナーで、意見や要望を積極的に投稿します。
- ・ 町民自らまちの魅力などの情報を発信します。

（２）地域等でできること

- ・ 地域内で、正しい情報の共有化を図ります。
- ・ だれでも気軽にまちづくりに参加できるよう、地域での取組を積極的に発信します。
- ・ 広報誌の町内全戸配布に伴い、地域での配布は隣組単位のコミュニケーションツール（見守り・防災等）として有効であることから、広報誌等の配布を通して、地域の繋がり強化を図り、地域に暮らす一員として、思いやりと支え合いの気持ちをもって、必要な情報の共有に努めます。

◇ 主な取組

（１）多様な媒体に対応したコンテンツと情報発信手法を高度化します

- ・ ケーブルテレビ・広報誌を視聴しない年代に対しLINEを活用した情報発信を行うなど、多層的発信を積極的に行います。
- ・ 各年代でよく利用する広報媒体別に、その特性を生かした住民目線で分かりやすい情報づくりに努めます。
- ・ LINE を中心として SNS への登録を促し、住民ひとりひとりに寄り添った情報入手経路を確保します。

（２）町政への興味やまちづくりへの参加等につながる広報広聴活動を推進します

- ・ 各部署との連携を深め連絡を密に取ることで、庁内横断的に情報を集約し、発信力の強化に努めます。
- ・ 町公式 LINE を活用したアンケート等により、住民ニーズの把握に努め、発信手法や内容を適宜見直します。
- ・ 広報誌の「全戸配付」という強みを生かし、防災情報を始めとした、地域活動に重要な情報から、シビックプライド醸成につながる、住民のまちづくり活動や町の施策の展開などの情報を積極的に発信します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	-	-

3 4 効果的で効率的な行政経営の推進

◇ 施策の方向性

町民ニーズに応じた施策や事業を推進することで、効果的・効率的な行政経営を実現するまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

No	現状	課題
1	行政評価（事務事業評価・施策評価）は継続的に実施しています。また、重点事業の取り組みについては政策会議にて協議し、進捗管理を毎月実施し、状況を全職員で共有しています。 しかし、町民アンケートの結果では、満足度が低く、住民の期待に応えられていない状況です。	毎年見直しをかけながら行政評価を実施していますが、より実効性のある制度にしていく必要があります。また、各担当課が事業内容を精査し、町民のニーズを的確に反映した施策を推進することが必要です。
2	前期基本計画で、生産性向上のための働き方改革を推進してきましたが、現状、目に見える大きな成果は上げられていません。	事務の効率化や、働き方改革に対応した適正な労務管理の形成が求められていますが、大きな改善には至っておらず、課題となっています。
3	多様化する行政ニーズ・地域課題への対応、デジタル変革による業務の効率化等を踏まえた目指すべき策定方針を検討している段階です。	定年延長職員の働き方、会計年度任用職員の位置づけ、アウトソーシングすべき業務の整理など解決すべき課題があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2023)	目標値 (2030)
1	目標を達成した施策の割合（各施策指標の進捗・達成度を評価し、80～100%達成している施策の割合）	%	86.7	100.0
2	吉野町が効果的で効率的な行政経営ができていると思う町民の割合	%	18.2 (2024 調査)	50.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 総合計画の内容を知り、総合計画に掲げる将来の姿が実現できるように町民としてできることは何かを考え、その役割を担います。

(2) 地域等でできること

- ・ 町政への関心を高め、地域内情報（事業）を行政と共有します。
- ・ 地域内で課題等を十分に協議・共有し、行政に伝え、行政経営に反映させるよう努めます。

◇ 主な取組

(1) 成果思考のマネジメントサイクルを充実させます

- ・ 総合計画の各施策や目標、進捗状況などを分かりやすく住民等に情報発信します。
- ・ 行政評価結果の予算等への反映プロセスをより強化します。また、より実効性のある評価制度となるよう、随時制度を見直します。
- ・ 各施策の目標達成に向け、定期的な進捗確認を行い、目標未達の施策に対しては原因分析と改善策を実施します。また、達成度合いを組織全体で共有し、職員の意識向上を図ります。

(2) 生産性向上のための働き方改革を推進します

- ・ 職場以外でも勤務できる環境整備（テレワーク・リモート会議の推進）、RPA 導入による単純作業等の効率化など、事務事業全般の改善に向けた取組を継続します。併せて、人事評価や研修等の精度を高め、適正な人事配置と人材育成を計画的に進めます。
- ・ 吉野町組織管理基本方針に基づき、町民福祉の増進と町民から信頼される行政運営の確立を図り、業務の有効性及び効率性のため、絶えず現状を検証し、持続可能かつ的確に業務を遂行できるよう内部統制を行います。
- ・ また、働き方改革を推進する中で、組織の適切な運営のため、職員のハラスメント、メンタルヘルス不調、長時間労働の防止を図ります。

(3) 職員の定員管理計画の策定と効果的な運用を進めます

- ・ 計画的な職員採用、職員数の適正化、多種多様化する行政ニーズへの対応など、質の高い行政サービスを提供できる組織を構築できるよう吉野町の実状に応じた適切な定員管理計画を策定し、後期基本計画と同時に吉野町定員管理計画の運用を開始します。
- ・ 適正な職員配置、組織機構改革、職員年齢構成の平準化、人材育成の推進等により、人件費の抑制及び組織の合理化に取り組み、具体的な施策と方針を示し、効果的な運用を目指します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	定員管理計画	令和 8 年度～令和 12 年度